

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年6月 23 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400348号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500005号

第1 結論

昭和61年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和62年*月に結婚し、それまで国民年金の保険料を納付していなかったが、結婚後に義母が20歳に遡って保険料をまとめて納付してくれた。当時、店を一家で営んでおり、金融機関の職員が毎日のように訪ねて来ていた。その関係で自宅において義母に国民年金への加入手続と保険料の一括納付をしてもらい、夫と一緒に領収書を確認したことを覚えているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は3か月と短期間である上、請求者の加入手続と保険料を納付してくれたとする義母は、オンライン記録によると、国民年金加入期間に保険料の未納がないことから、義母の保険料納付意識は高かったことがうかがえる。

また、請求者の夫は、金銭管理や帳簿付けを行っていた母親が家族全員の保険料を支払っていた旨陳述しており、請求者の夫、義母及び義父についても、国民年金加入期間に保険料の未納はない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和62年9月30日に払い出され、請求者が20歳に到達した昭和60年*月まで遡って被保険者として資格を取得する事務処理が、昭和62年11月17日に行われたことが確認できる。また、日本年金機構は、請求期間に係る納付書は、オンライン記録の入力日翌日の昭和62年11月18日から1週間以内に発行されたと考えられる旨回答しており、この加入手続時期を基準とすると、義母は、請求期間の保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

加えて、金融機関は、請求期間当時、口座開設者の自宅又は職場において、納

付書と保険料を預かるなどして、納付事務手続を行っていた旨回答していることから、請求者の主張する納付方法は、当時の取扱いと符合する。

その上、請求者の納付記録によると、請求期間前後に数か月分の保険料を複数回納付していることが確認でき、また、請求者の夫、義母及び義父の納付記録に未納がないことから、３か月と短期間である請求者に係る請求期間の保険料についても、納付意識の高かった義母が、自身の保険料と併せて納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400349号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500016号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年7月5日の標準賞与額を29万9,000円から35万9,000円に訂正することが必要である。

平成30年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額29万9,000円に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成30年12月5日、令和元年7月5日、令和元年12月5日、令和2年7月5日、令和2年12月5日、令和3年7月5日及び令和3年12月5日の標準賞与額を35万9,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月5日、令和元年7月5日、令和元年12月5日、令和2年7月5日、令和2年12月5日、令和3年7月5日及び令和3年12月5日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月5日、令和元年7月5日、令和元年12月5日、令和2年7月5日、令和2年12月5日、令和3年7月5日及び令和3年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年7月
② 平成30年12月
③ 令和元年7月
④ 令和元年12月
⑤ 令和2年7月
⑥ 令和2年12月

- ⑦ 令和3年7月
- ⑧ 令和3年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①は、実際に支払われた賞与支払額より少ない金額が記録されており、請求期間②から⑧までは、賞与の記録がない。請求期間に支払われた賞与が年金額に反映するように正しく記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された支給明細書並びにA社の回答及び陳述から判断すると、請求者の賞与支払額（59万8,728円）に見合う標準賞与額（59万8,000円）及び厚生年金保険料控除額（3万2,848円）に見合う標準賞与額（35万9,000円）は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（29万9,000円）をいずれも超えていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、上述の支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から35万9,000円とすることが必要である。

また、請求期間①に係る賞与の支払年月日については、オンライン記録及び事業主の回答により、平成30年7月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の請求どおりの届出を行っていなかったとして、厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正届）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑧までについて、請求者から提出された支給明細書及び金融機関の入出金明細（以下、併せて「支給明細書等」という。）並びに事業主の回答及び陳述により、請求者は、A社から当該期間について59万8,000円の標準賞与額に相当する賞与（59万8,728円）の支払を受け、35万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（3万2,848円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求期間②から⑧までに係る標準賞与額については、上記1の

厚生年金特例法に基づく認定方法により、上述の支給明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、35万9,000円とすることが必要である。

また、請求期間②から⑧までに係る賞与の支払年月日については、事業主の回答及び陳述により、請求期間②は平成30年12月5日、請求期間③は令和元年7月5日、請求期間④は令和元年12月5日、請求期間⑤は令和2年7月5日、請求期間⑥は令和2年12月5日、請求期間⑦は令和3年7月5日、請求期間⑧は令和3年12月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑧までについて、年金事務所に対し、厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400294号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500003号

第1 結論

昭和60年4月から平成5年10月までの請求期間、平成5年11月から平成7年1月までの請求期間及び平成7年5月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年4月から平成5年10月まで

② 平成5年11月から平成7年1月まで

③ 平成7年5月から同年9月まで

請求期間①について、私は昭和60年4月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったが、その後、数年間は保険料を納付することができなかったため、平成2年又は平成3年頃にA市役所に電話して、保険料を遡って納付したい旨の相談を行った。その際、納付については2年の時効があるため、それより前の期間は納付ができないとの説明があったと記憶している。そのため、納付が可能であった2年分の納付書を発行してもらい、B銀行(現在は、C銀行)D支店に行って、保険料を一括で納付した。

また、遡って納付した期間以外の保険料については、B銀行E支店又はF銀行(現在は、G銀行)H支店で数か月ごとに納付していたが、当時、自営業をしていたので確定申告の時期の前には納付を済ませておかねばいけないと思うようになり、12月又は1月頃に一括で納付するようになっていったと思う。

請求期間②については、I市(現在は、J市)に住んでいたため、保険料については、12月又は1月頃にB銀行K支店又はL銀行(現在は、M銀行)N支店で1年分を一括で納付していたと思う。

請求期間③については、O市に住んでいたため、保険料については、12月又は1月頃にB銀行E支店又はF銀行H支店で1年分を一括で納付していたと思う。

請求期間①については、時効の関係で納付できなかった期間が一部あると思うが、その期間を除いた請求期間①の保険料と請求期間②及び③の保険料は、全て納付したと記憶しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者から提出された年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号については、昭和56年*月頃に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続はこの頃に初めて行われたと考えられる。

その後、請求者については、昭和60年5月17日付けで、上述の国民年金手帳記号番号を用いて昭和60年4月21日に被保険者資格を取得する事務処理が行われており、以後、令和3年*月*日に被保険者資格を喪失するまで継続して被保険者であったことが確認できる。

- 2 請求期間①について、請求者は、平成2年又は平成3年頃にA市で時効が成立していなかった2年分の納付書を発行してもらい保険料を遡って納付した旨陳述しているものの、A市は、当時、過年度保険料の徴収業務は、社会保険事務所（当時）が行っていたため、A市が過年度保険料の納付書を発行することはなかった旨回答している。

また、請求期間②及び③について、請求者は、12月又は1月頃に1年分の保険料を一括納付していた旨陳述しているものの、オンライン記録によると、請求期間②直後の平成7年2月及び同年3月、請求期間③前後となる平成7年4月、平成7年10月から平成8年3月までの保険料については、現年度保険料又は過年度保険料として納付する方法を併用し、複数回に分けて納付されていることが確認できることから、請求者の陳述とおりの保険料納付が行われていたとは考え難い。

さらに、C銀行及びM銀行は、いずれも領収済通知書等の保管期間は5年間である旨回答しており、G銀行は、領収済通知書等の保管期間は6年間である旨回答していることから、請求期間①、②及び③に係る保険料納付状況の詳細について、確認することができない。

加えて、A市、J市及びO市は、いずれも請求者の国民年金記録の保管はしていない旨回答している。また、日本年金機構が保管するI市の国民年金保険料検認全リストにおいて、請求期間②の保険料が納付された形跡は見当たらない。

- 3 このほか、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400347号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500004号

第1 結論

昭和58年*月から平成元年9月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年*月から平成元年9月まで

年金記録問題があった平成18年頃、自らA市内の社会保険事務所(当時)に赴き、母親が保管していた振込証(領収証)により未納期間は全て確認が取れた。その際「未納分はない。」と言われ、その言葉を覚えている。その後、61歳になり年金記録を確認したところ、請求期間は未納となっていた。

平成19年に婚姻し実家から独立するまでは、年金手帳の管理及び国民年金の加入手続は母親が行い、保険料については、両親が納付してくれたため、当時の状況は全く分からない。両親は既に亡くなっており、請求期間の保険料を納付したことが分かる資料も保存していないが、社会保険事務所にて確認してもらっているので未納期間があることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする両親は、既に亡くなっているため、請求者の加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明であるが、請求者が婚姻し実家から独立するまでの間、保険料を納付してくれていたとする両親については、国民年金加入期間において保険料の未納はない。また、請求者について、オンライン記録によると、請求期間後の保険料には未納はなく、請求期間直後の保険料は納付日が不明であるものの遡って納付されていたことが確認できる。

なお、オンライン記録によると、請求者について、初めて被保険者資格を取得する事務処理が行われたのは平成3年11月8日であることが確認できることから、この頃に加入手続が行われ、昭和58年*月(20歳到達時)まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われていることが確認できる。この点、日本年

金機構は、当該資格取得処理日（平成 3 年 11 月 8 日）を踏まえると、過年度保険料として発行した納付書は時効消滅を迎えていない平成元年 10 月から平成 3 年 3 月までの期間である旨回答していることから、請求期間に係る納付書は発行されず、保険料を納付することもできなかったものとみられる。

さらに、請求者が主張する期間に両親が請求期間の保険料を納付するためには、上述の国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が、請求者に対し払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りの生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が、未納がないことを確認したと記憶している A 市内の年金事務所は、平成 18 年当時の国民年金の窓口及び電話相談に係る事跡等の資料は作成していないと回答していることから、請求者の陳述内容について確認することができない。また、A 市の受給資格システムにおいても、オンライン記録と同様、請求期間に係る保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、請求期間に係る保険料を両親が納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2500041 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2500006 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 17 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 12 月まで

私は、昭和 50 年 12 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、この時、過去の保険料を納付できる特例があると聞き、その場で約 3 万 6,500 円を納付した。領収書に押されていた担当者印の名前も覚えており、保険料を納付できるだけの資力があつたことが分かる預金通帳の写しも提出して、訂正請求をこれまでに 8 回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする通知を受け取った。

しかし、私が、保険料として約 3 万 6,500 円を納付したことは間違いなく、約 3 万 6,500 円に見合う月数分の保険料を加入手続き時に納付したとして、再度、訂正請求（9 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求について、請求者の国民年金加入手続きは、昭和 50 年 12 月頃に行われ、被保険者資格を遡って取得（昭和 41 年 2 月）する事務処理が行われており、この加入手続き時期に一部期間の保険料が現年度保険料として納付（9,900 円）されているものの、請求者は、加入手続き時期に保険料として納付した金額は、約 3 万 6,500 円であつたなどと主張している。この請求者の主張に対しては、i）特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用した遡及納付可能期間の保険料合計額、又は現年度保険料を含めた全ての納付可能期間の保険料合計額について、請求者が、預金通帳の記載金額の内訳として保険料に充てたと陳述する金額とは、大きく相違していること、ii）請求者は、当該金額について、どの月の保険料を納付したものであつたのかは分からないとしており、納付対象期間についての詳細は不明であること、iii）A 市は、特例納付保険料及び過年度保険料の収納の取扱いを行っていなかったとして

いること、iv) 同市は、当時の年金担当者に請求者が記憶する名前の職員は在籍していなかったとし、同市の指定金融機関は、該当する職員が在籍していたか不明であるとしていること、v) 国民年金被保険者台帳及びA市の被保険者名簿においても、請求者が主張するとおり保険料が収納された形跡は見当たらないことなどから、既に平成27年7月14日付け、平成28年10月5日付け、平成30年7月9日付け、令和2年6月30日付け、令和3年6月1日付け、令和4年6月29日付け、令和5年5月30日付け及び令和6年7月26日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じ請求内容にて、9回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。